

○ 宮島部会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。小島委員どうぞ。

○ 小島委員

前回出されました整理メモついて2点ほど、それから今日示されました総論部分に当たるところについて、こちらも2点ほど意見を述べさせていただきます。

初めに整理メモの方ですけれども、保険料引上げの問題であります。これは現在国民年金、厚生年金の保険料が凍結をされておりますけれども、その解除を前提として、前回の改正のときには国庫負担2分の1が引上げの前提であるということでありますので、そこは国庫負担2分の1への引上げが前提であるべきだと私も思っております。それと国庫負担2分の1に引き上げた場合に、国庫負担の引上げ分に相当分の保険料は一旦引き下げるということも前回の改正のときにそういう方向が示されておりますので、そのことも確実に実現すべきだと思っております。そういう意味では、国民年金で言えば、1万3,300円を3,000円ほど引き下げ、厚生年金であれば、そのときは恐らく保険料の引上げの幅を1%ぐらい圧縮するということだと思いますけれども、私の意見としては、厚生年金についても保険料率の一旦1%引き下げるべきだと思っております。私がこれまで主張しております税方式を展望すれば、国庫負担の引上げに伴う保険料の引下げを実感するという意味でも一旦引き下げるということが必要ではないかと思っております。それが国庫負担引上げの意味、あるいはその理解を国民にさらに実感していただく意味からも必要ではないかと思っております。それが1点であります。

細かな話なのですけれども、被用者年金の一元化のところであります。前回この一元化問題について私は意見書を提出し、簡単に説明しましたけれども、私の意見書の方を採用していただいた内容だと思います。その際、さらに被用者年金の一元化、統合といいますか、厚生年金と被用者年金の統合については、早急に結論を得るということでありますけれども、その際に関係者の合意を図りつつということを意見書で触れておりますが、その辺も十分反映させていただければと思っております。以上が、整理メモについての意見であります。

あと、今日示されました基本的な視点に関わるところですが、一番最初にあります「国民皆年金の堅持」という項目で出されておりますので、そのことは、前回私も主張した項目がまず触れられているということで、こういう整理が必要ではないかと思っております。また、「国民皆年金を堅持し」という表現になっておりますけれども、この国民皆年金の意味合いをどう理解するかということが、それ以降の、特に基礎年金の制度の在り方についてどう目指すかというところに関わる問題であると思っております。それは「制度に対する信頼性の確保」の「さらに」というところで「国民年金の未納・未加入問題については厳正に対処し」という表現が含まれておりますので、これはまさに今の国民年金の未加入・未納問題をどう解決するかというところに関わります。それと「国民皆年金の堅持」というところと深い関係があるのだろうと思っております。そういう意味では、現在の国民年金の未納・未加入あるいは免除者も含めると900万人ぐらいの数にのぼるということありますので、第1号被保険者2,200万人のうちの4割ぐらいの人が実質的に国民年金の保険料を納めてないということです。残りの1,300万人の方が国民年金の第1号被保険者で保険料を払っている。その1,300万人のうちの保険料を納める人の6割しか保険料納付がないと。その1,300万人のうちの保険料未納分が4割あるということありますので、果たしてこれが現在の国民皆年金ということを実質的になっているかどうかというところで議論が分かれそうで、この状態を放置していること自体が国民皆年金を実質的な維持につながってないということになります。国民皆年金を堅持するといった場合に、現在の国民年金第1号被保険者の保険料納付の問題が重要な課題になると認識をしているというのが、1点目の意見であります。

そして2つ目が、基礎年金の税方式か、保険方式かという論点になりますけれども、基礎年金の税方式という意見があったということで、この際も所得制限を伴わない税方式という意見は私どもが主張している意見であります。

やはり社会保険方式が必要だという観点での意見は税方式についての問題点、批判として出されているところがあります。「こうした保険方式の考え方」という表現のところでありまして、所得・資産調査に基づく給付制限や水準の抑制につながりかねないという表現になっていまして、最後に「社会保険方式を堅持すべきである」となっているが、これは確かにそういう御意見の方も何人かおられますけれども、この部会として全ての人がそう思っているわけでもありませんので、ここを「社会保険方式を堅持すべきである」という表現にすることについては、私たちは納得できるということではありません。その辺の表現の仕方について十分検討をお願いしたいということであります。以上でございます。

○ 宮島部会長

わかりました。ありがとうございました。杉山委員どうぞ。

○ 杉山委員

女性と年金に関してなんですけれども、「女性の就業の増加、ライフコースの多様化などを踏まえ」と書いてありますが、何回か読んでもよくわからないなと思うのは、ライフコースの多様化というのは、それは女性だけに限っているのだろうか、次の「個人の多様な選択」というときの個人というのは女性を意識して言っているのかどうなのかということです。本日提出されました大澤委員の意見書を参考にお話ししたいと思っているのですが、大澤委員の意見書の「完全失業率」の記述では、「性別では男性の失業率が高い傾向があり、03年6月は男性5.7%、女性4.8%で、5月にくらべて男性では0.1ポイント悪化、女性では0.3ポイント改善。」とありますが、これは、男性が失業するので女性が働き始めたという見方もできるわけです。

次の「年齢階層別失業率」のところですが、「男性の失業率が女性より特に高いのは、15~19歳（男性15.2%、女性10.2%）」というふうな指摘もあります。次の「賃金水準」では、「98年以降、男性の賃金水準が低下している。」、その次の「男女賃金格差」のところにも、「98年以降格差が3ポイント縮小している（主として男性の賃金低下による。）」という記載があります。こういう状況ですと、ライフコースの多様化、個人の多様な選択は女性に限らず、男性も女性も様々なライフコースを選び多様な生き方をしているのだというような認識を持っていく必要があるのではないかと思います。

そこで、（ライフコースの多様化への対応）の「女性の労働力率の上昇や就労形態の変化等により、ライフコースは多様化しており」というところに、「女性のみならず男性のライフコースは多様化しており」というふうに文章を入れたり、「家庭を持つか持たないか、持つ場合は結婚、出産、就労、離婚等の人生の様々な選択に対して中立的な制度となるよう見直していくべきである」というような形で少し見直しをしていただければと思います。以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。矢野委員どうぞ。

○ 矢野委員

全体の考え方、基本スタンスについてですが、自助努力を少し強調する必要があるのではないかと思います。公的年金の持つ限界というのは、今、我々が直面している問題からいっても皆さん是等しく認識しているところであり、やはり老後の人生設計について公的年金が基礎になるということはあるわけですが、それによく言われる共助・自助ということ、特に自助についてはっきり正面から取り上げて訴えることが大事だと思います。

2点目は、表現上の問題でしょうけれども、「政治的困難性についての留意」という記述があります。この年金部会のメッセージというのは、国民を対象にして考えるべきではないかと思います。政治的に困難であるからそれは問題だというのであれば、保険料も同じでありまして、保険料を上げることも税金を上げることも、それは大問題であります。それから、いろいろなほかの諸テーマについても政治問題になることは山ほどあるわけでありますから、こういう表現はよくないのではないかと思っております。

それから、基礎年金の国庫負担の2分の1への引上げですが、これは単に税方式とすべき意見の中に出された問題ではなくて、各論の方ではっきりするとは思いますけれども、こうした総論に書くのであれば、附則であっても約束したことをどのように実現するか、実現する方法についてもっと積極的に検討すべきだという意見を出すべきだと思います。一旦国会その他で約束したことがいつの間にか消えていくというのはまずいと思います。そういう継続性を重んじて、この報告書も書かれるべきだと思います。これは前回も指摘したのですけれども、2分の1への引上げと保険料のアップというのはセットなのだという議論があったわけでありまして、そんなものは忘れてしまったということにはならないと私は思います。

もう一つ、国民皆年金との関係で、未納・未加入の問題をどうするか、これは実は非常に重要な問題だと思っておりまして、この文章の中にも書かれているのですけれども、少しそれが散漫になっているように思います。もっとそこを強調すべきだと私は思います。言うなれば、今の基礎年金社会保険方式というのは、通常俗語で言われる「基礎年金の空洞化」、未納・未加入問題を解決しなければ維持できないのだという強い危機意識をこの年金部会で訴えるべきだと思います。それが強制徴収等につながるし、文字どおりの「国民皆年金」につながっていくと思うわけでありまして、この点も改めて強調すべき点ではないかと思います。

それから、保険方式か税方式かという問題ですが、この文章をあちこち見ますと、保険方式が一番いいのだというような表現が見受けられますが、例えば基礎年金の税方式問題の実現性ということについてはいろいろあるかもしれないけれども、少なくとも労使の意見はそこに一致しているわけで、基礎年金を税方式化することはむしろ多数意見なのではないかと思います。この年金部会のメンバーの中で表決をとるかわかりませんけれども、その背後にある人数を考えたら、かなり多数になるだろうと思います。それをあたかも、これを見ると、税方式を批判するような議論になっているわけでありまして、これは少しおかしいのではないでしょうか。公平性を欠くような報告書はまずいと思います。

ですから先ほどの御意見にもありましたが、やはり意見が一致しなかった部分についてはきちんと公平に両論併記するということが大事なのではないでしょうか。あと気がついたことがありましたら後ほど申し上げます。

○ 宮島部会長

わかりました。岡本委員どうぞ。

○ 岡本委員

細かな表現上の問題にもわたりますので恐縮でございますが、資料4の1ページのところで、真ん中に「地域経済においても公的年金制度は欠くことのできない存在となっている。」との記載がありますが、これは事実関係は恐らくこのとおりだとは思うのですが、年金制度の議論をするときには、やはり老後の生活は私どもの意見としては、個人の自助努力による貯蓄をベースにして、それから公的年金制度を活用する、あるいは私的年金を活用する、こういうトータルな準備を現役の世代にすることによって老後を迎えると、そういう中での公的年金だと私は理解をしているわけであります。そういたします

と、年金制度は国民一人一人にとってセーフティネットとしてどうあるべきか、あるいはこのペーパーの中にありますように、実質的な価値のある年金というのはどれぐらいの水準かということを議論すべきであって、「地域経済においても公的年金制度は欠くことのできない」というようなことになれば、年金制度で内容がよければいいほど地域経済が活性化するということになるわけですから、ここまで言うのは、私は言い過ぎではなかろうかと思います。これは表現上の問題ですが、感じたところであります。

それからもう一つ、私がいつも申し上げるように、財政の問題は国民共通の課題であり、保険制度という制度を堅持する、しないは別にしましても、できるだけ国民全体で持続可能な制度にしていくというようなことを私は考えていく時期に来ていると思います。「国民皆年金を堅持し、持続可能な制度としていくことが極めて重要である。」という記載はそのとおりであります。その後の「将来の世代に健全な年金制度を残していくことが現在の世代の責務である。」とありますが、この現在の世代というのは一体何を指しておられるのか。一体、現在の世代の責務というのは、既受給者を含めた全国民1億2,000万人の責務なのか、あるいは保険制度を通じた現役の負担する企業と現役の人の責務なのか、あるいはもっと違った意味なのか、いい言葉なのであるけれども、内容がよくわからない印象を受けました。

それから、もう一つは、もう一度申し上げますが、矢野委員も少し触れられたのですが、「税方式の考えは自助・自律の精神を基本とする我が国の経済社会の在り方とも大きな隔たりがある」とありますが、私は、国と国民とがセーフティネットを考えるときに、税金という形で国民がお金を支払い、それを国が生活であるとか国防等々の安全等を踏まえた統治をしていくというのは、まさに自助・自律の精神そのものであって、税方式が自助・自律の精神と隔たりがあるというようには私は理解しておりません。ただ、保険方式ということで、現役の時代に保険料を納め、それを老後に受給するという形のシステムを前提に考えますと、税方式よりも、なるほど保険方式のこの公的年金は自助・自律の精神であるということはより具体的な制度としてでき上がっていると思います。

そういたしますと、いつも申し上げますように、皆年金であり、かつ保険方式ということでありますと、国民年金の未納・未加入の問題は放置できない問題であるということは矢野委員もおっしゃったとおりであります。したがいまして、「国民年金の未納・未加入の問題に厳正に対処すること」というのは2カ所ありますが、1ページの「国民年金の未納・未加入問題については厳正に対処し」はこれでいいと思うのですが、4ページは、もっと積極的に「国民年金の未納・未加入問題を解決することを前提とする」とか、あるいは前回に、納付率を80%まで改善するという目標が説明されまして、それ自体も大変御努力が要るとは思うのですが、「対処する」ということでなくて、何か80%というような具体的な数値目標を示して、もっと前向きに解決の方向の意思表示をする方が終始一貫するのではないかと思っております。御検討お願いしたいと思います。以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。翁委員どうぞ。

○ 翁委員

私も同じような意見があるのでしけれども、今、岡本委員がおっしゃった「税方式の考え方は、自助・自律の精神を基本とする我が国の経済社会の在り方とも大きな隔たりがある」というところに関しましては、既に国庫負担が3分の1で、それから2分の1になっていまして、その意味では社会保険方式でも1対1の対応関係はなくなっていますし、この論者の方々というのは、1階は税、2階は報酬比例という形で、これがむしろ自己責任社会に立脚した制度だという考え方でおっしゃっている論者の方も多

いので、その意味からは、この書き方だと必ずしもそういう意見を反映していないのではないかと思いますし、私もこれに嬉しいいろいろな意見がありますので、両論併記というか、そのような書きぶりの方がここでの議論の実態を表しているのではないかという感じがいたします。

それから、スウェーデン方式のことが書かれていますけれども、ここについてはむしろ報酬比例年金にすることによって、今の定額の年金制度が変わって未納者・未加入者へのインセンティブ面にも関連してくる話ですし、あと先ほど井手委員の御指摘の中にもあったのですけれども、例えば年金の分割とか、そういった女性の年金の解決策で出ている案とスウェーデン方式というのは密接に関連している話で、未納・未加入問題と女性と年金の問題とスウェーデン方式というのはやはり関連性のある話だと思います。そういう意味についても今後議論していく必要があると思いますので、そういう点についても触れていただければと思います。

それから、（社会保障制度全体としての視点）というところに関わる話なのですけれども、やはりより安心で持続可能な制度にするために示していかなければならないものはいくつかあると思うのですが、それは保険料水準20%ということが大きな目途として出されているのですけれども、例えば構造改革を続けることによって経済成長率が上がるとか、いろいろ基礎年金の改革を行って国庫負担を引き上げていくとか、出生率がより回復していくというシナリオが出ていけば、もしかしたらより保険料を引き下げられるというシナリオが示される可能性もあるのではないかと思いますし、同時に給付水準についても、何も公的年金だけを考えるのではなく、ここで税の話が出ていますけれども、やはり401kのような確定拠出型年金をより拡大していくということをより積極的に考えて、これは厚生労働省だけでなくて税の問題ですので、全体の話かもしれません、そこをより拡大して、年金制度トータルとして先行き不安を抑えるということよりもより積極的に考えていく必要があるのではないかと思います。後で401kの話というか、確定拠出の話が触れられていますけれども、アメリカなどで本当に公的年金制度に匹敵するほどの規模になっていて、こういった点について広げていくことによって、より国民全体にある先行き不安を抑える方向で、この全体像を示していくというようなことができればと思います。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。ほかに御発言いただきたい方でいかがでございましょうか。

○ 堀委員

この再整理については、基本的なところはこのとおりかなという感じがします。字句について少し意見がありますが、この場で話すような内容でないので、この部会が終わったら後、事務局の方に指摘をしたいと思います。

それとは別に、今議論があった自助努力との関係なのですが、社会保険方式というのは財源の問題だけでなく社会保障の保障方法についてのものです。税方式を私は「社会扶助方式」と言っています。税方式に対する言葉は保険料方式です。社会保険方式というのは、財源の問題だけではなくて、社会保障の保障方法をどうするかということにつながる問題です。保険というは、病気とか失業とか老後に備えて保険料を拠出する仕組みで、そういう意味で保険は自助の仕組みです。現に年金制度で保険料を払わなかったり、制度に加入しなかったりした場合には、その期間分の分は年金額に反映しません。あるいは25年加入しなければ年金はもらえない、そういう意味で自助の制度であると私は思っています。

財界は、お隣に矢野委員がおられるのですが、いつも自助努力を説かれるのですが、老後になると一律に老齢年金を支給する社会扶助方式（税方式）を支持されるのは齟齬があるのではないかと常に感じています。

○ 宮島部会長

どうぞ、ほかに御意見ございますでしょうか。この構成は、実は少し私の方で、既に御意見がありましたように、基本的な考え方、体系論、それからこれまで議論してきた議論、これは制度に関わる議論ですが、実際の運営はきちんと分けて、その重要性というものを逆に埋もれないように少し強調した方がいいだろうという形でこういうような構成を神代委員とも相談しながらお願いした経緯がございます。概ねこういう形で、要するに上から順番に重要性がだんだん落ちていくという見方ではなくて、項目をきちんと立てて、そこでどういう論点を扱うかということを少し明確にしたいということで、あえて公的年金制度の運営という1項を独立させて、そこで先ほどお話がありましたような国民年金の徴収問題ですとか、それから制度の理解を深める仕組みも、そういう実際的な制度の運営の仕方としてここに扱うという考え方をとったということでございます。これについてもし御意見があれば少し伺いたいと思います。

それから、もう一つの再整理につきましては、これについて、今伺っていまして、どういう整理の仕方をしていくかということを私は伺いながら考えていたのですが、ここの中でのいろいろな基本的な考え方なり、年金の仕組みの在り方についての意見については、メリットあるいはデメリットがお互いに指摘されるというような形で恐らく触れるることは可能ではないかと思います。その中で16年年金改正としてどういう対応をとるべきかというところの絞り方という形で恐らく処理をすることになるのではないかと思います。先ほど矢野委員からやや揶揄された点ございますけれども、年金部会の委員は、全国まんべんなく代表者を選んでいるわけではありません。それぞれの受益者の代表として御参加いただくという点でございまして、その意味では、単純な多数決といったような話ではございませんし、もちろんこの中にいろいろな意見がそれぞれ出てきたときに、渡辺委員からお話がありましたように、部会としては無理やり答申型の一本化をするということは、1つの年金改正に当たって難しい場合には、無理にするつもりは私もございません。ただ、基本的な考え方としては、ベースとしては何らかの方向を前提にしないと、実際の年金制度改革というのは難しいわけでありますから、それに至るいろいろな議論につきましては、それなりに皆さんの議論を過不足なくできるだけ紹介をしながら、16年の年金改正に向けてこういう考え方でやっていく、こういう点については、今後もなお検討課題としては残る、あるいは検討を続けていくというような点がいくつか出てくると思います。これは先ほどの女性と年金のところもそうでございまして、確かに現在いくつか具体的な対応策が挙がっております。しかし、長い目で見たときに日本の社会がどういう変化を遂げるか、あるいは望ましいのはどういう方向かという中で、将来的な方向性としてはこういうことが1つは考えられる、あるいは制度というよりも実態として世の中が動くことによって年金制度の実質的な内容も変わっていくこともございます。ただ、16年の改正でどういう点を我々としては、ある程度具体性を持った形で方向性を示すことができるかというところについては、何らかのベースの考え方方はやはり考えなければいけませんから、その方向性を出すことはやむを得ないと思います。その前の議論の紹介なり、いろいろな考え方は意見としてきちんとしておきたいというのが1つございます。

それと女性と年金のところ、あるいは第3号問題につきましても、今後の経済社会、人口変動がどのようになるかなかなか読みにくい中で、現状から要請されることと、今後社会がこのように変わることが望ましいという、ある程度基本的な判断との両方が常に錯綜しているわけであります、それについては、今後の社会としてこういう方向性が望ましいと考え、その場合には年金制度としてはこういう方向になろう、ただし、16年改正において、我々が具体的に提案できるというのはこういう点である、というような形に恐らくなるのではないかと私は考えております。

これから意見書をまとめていく際に、特に文章化していくときには、そのように丁寧に説明する必要

もありまして、誤解を招かないようにしたいと考えています。先ほどいろいろ御指摘もございました、考え方させられるところがありまして、その点は私と神代委員で改めて受けとめて、今後の文章化に活かしていきたいと思っております。

どうぞ、岡本委員。

○ 岡本委員

構成につきましては、私は基本的にはこういう形で今後まとめるということでいいのではないでしょ
うか。もちろん中身についての意見交換は、これからまた時間があるのでやればいいと思っております。

まとめ方の内容ですが、前回、高橋課長が、委員の多数が同じ方向の意見であれば、「～すべきである」という表現にして、全く意見が分かれた論点は、「～の意見があった」という表現にしたとの御説明がありました
が、方向性として意見が一致している点は非常にまとめやすい、表現上問題がないと私は思います。

それから、渡辺委員おっしゃったように、各論のところでいろいろな意見があれば、これは無理にまとめると問題が残りますから、「～という意見があった」という形にしたらいいと思いますが、要は今回の改正ではここまでが限度だけれども、しかし、将来こういう議論をすべきではないかとか、あるいは将来この議論は避けて通れないのではないかというような、その部分をどうまとめるかが一番私は意見が分かれて難しいところだと思いますので、そこについては、委員の皆さん方の意見を十分付度していただきながら、なるべくその部分が将来の議論につながるように、消えないように御配慮をちょうだいしながら、文章化をどうしてもお願ひしたいと思っておりますが、いかがでございますか。

○ 宮島部会長

わかりました。そのことを十分に念頭に置いて頑張りたいと思うのですが、ほかにいかがでございま
しょうか。スケジュールは、後ほど総務課長の方から話があると思いますが、今日はこれで終わりにした後、できれば9月4日に予定されております次の部会には意見書のたたき台という形でお示しをして御議論いただいて、その後、大変皆様お忙しいと思いますけれども、議論が十分には終わらないと思
いますので、その後、個別にそれぞれ御意見をいただく中で、できればその次ぐらいの年金部会で意見書を取りまとめたいというように考えております。

ですから、先ほど申しましたように、この年金部会の従来の審議会の答申ではなくて意見書という書き方のスタイルはまだいろいろタイプがございますけれども、その中でどういうタイプをとるかということはまだ若干考慮しなければいけない点がありますので、それについてはいろいろ御意見をこれからもいただきていきたいと思っております。

今日、もう少しまだ時間がありますが、何かそういう点でいろいろ御注意、御意見がございましたら、矢野委員どうぞ。

○ 矢野委員

年金改正の背景事情とか課題、これについてはあまり委員の間で見解には差がないのではないか思
います。これまでしばらくやってきてまして、そういう問題意識をちゃんと冒頭にもう一遍整理して書いておく
ことが必要なのではないだろうかと思います。これが1点目です。

もう一つは、ほかの場でも年金問題が論議されております。社会保障審議会が提言書をまとめました
し、あるいは経済財政諮問会議でも閣議決定の方向付けがなされているというようなことがあります
ので、そういう点との整合性といいますか、少なくとも物の見方についての方向性というか、そういう
ものは確認した上で総論のところに書いたらいいのではないだろうかと思います。

○ 宮島部会長

今の点を申しますと、少なくとも経済財政諮問会議の閣議決定がございますから、その方向性というものは当然我々も意識しているわけです。

ほかはいかがございましょうか。もちろん議論したら切りがないということもあると思いますので、今日の議論そのものは、私の方で少し整理をいたしまして、事務局と再度調整をしたいと考えております。それで、むしろこれからの部会の間も皆さん方のお知恵を借りなければいけないということでございますので、その辺のことはよろしくお願ひしたいと思います。部会のテンポもそうですが、その間にこれから字句というようなことまで入ってまいりますので、その点については御協力をぜひお願ひしたいと思っております。

それでは、今日の議論そのものはこれで一応終わりにさせていただきますけれども、先ほど申しましたように、次回9月4日に予定されております部会におきまして、これまでメモあるいは再整理というような形で御審議をお願いしたわけでございますけれども、次回は意見書のたたき台というものをつくって、そしてその議論に入りたいと思います。私としては今のところそこまで、なかなかその先のことについてはどうも出てこないところありますが、事務局の方から、今後のスケジュールなどについて少しございますでしょうか。

○ 高橋総務課長

次回は9月4日（木曜日）10時からこの場所で、この部屋で開催をいたします。

本日はお食事を用意しておりますので、終了後もしばらくお席でお待ちください。

○ 宮島部会長

それではどうも大変ありがとうございました。今後ともまだしばらくよろしくお願ひいたします。